改正後	改正前
（民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続を取り扱う簡易裁判所等） **第一条**　民事訴訟法（平成八年法律第百九号。以下「法」という。）第三百九十七条の最高裁判所規則で定める簡易裁判所は、東京簡易裁判所とする。	（電子情報処理組織を用いて督促手続を取り扱う簡易裁判所等） **第一条**　民事訴訟法（平成八年法律第百九号。以下「法」という。）第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を用いてする督促手続に関する申立てその他の申述（以下「電子督促手続関係申立て等」という。）を取り扱う指定簡易裁判所は、東京簡易裁判所とする。 ［新設］
2　法第三百九十七条の最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機と支払督促の申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その者が次条各号に掲げる申立て等（法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）をするために最高裁判所が設置し、及び管理するもの（以下「特定電子情報処理組織」という。）とする。	2　指定簡易裁判所の裁判所書記官に対しては、法第三百八十三条に規定する簡易裁判所が指定簡易裁判所以外の簡易裁判所である場合にも、電子情報処理組織を用いて支払督促の申立てをすることができる。 （電子督促手続関係申立て等の範囲） **第二条**　指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してすることができる電子督促手続関係申立て等は、次に掲げる申立て等（法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）とする。ただし、債権者がするものに限る。 ［一～六　同上］ 七　法第九十一条第三項に規定する訴訟に関する事項の証明書の交付の請求
3　指定簡易裁判所の裁判所書記官に対しては、法第三百八十三条に規定する簡易裁判所が指定簡易裁判所以外の簡易裁判所である場合にも、特定電子情報処理組織を用いて支払督促の申立てをすることができる。 （特定督促手続関係申立て等の範囲） **第二条**　特定電子情報処理組織を用いて指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してすることができる申立て等（以下「特定督促手続関係申立て等」という。）は、次に掲げる申立て等とする。ただし、債権者がするものに限る。 ［一～六　略］ ［削る］	（特定督促手続関係申立て等の方式等） **第三条**　特定督促手続関係申立て等をする者は、指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に従い、前条各号に掲げる申立て等に関する法令の規定により書面等（法第百三十二条の十第一項に規定する書面等をいう。）に記載すべきこととされている事項を当該者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、当該申立て等をしなければならない。 2　特定督促手続関係申立て等をする者は、当該特定督促手続関係申立て等に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、これを当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）と併せて送信しなければならない。ただし、当該電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。 ［一～三　略］ 3　特定電子情報処理組織を用いてする支払督促の申立て（以下「特定支払督促申立て」という。）をする場合には、次に掲げる事項は、当該事項を証する情報を当該申立てに係る情報と併せて送信する方法によって証明しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項については、前項の規定により同項第一号に掲げる電子証明書を送信する方法に限り、第二号に掲げる事項については、委任による代理人の権限を証する情報に作成者が電子署名を行い、これを当該電子署名に係る電子証明書（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）と併せて送信する方法に限る。 ［一・二　略］	（電子督促手続関係申立て等の方式等） **第三条**　電子督促手続関係申立て等をする者は、指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に従い、前条各号に掲げる申立て等に関する法令の規定により書面等（法第百三十二条の十第一項に規定する書面等をいう。）に記載すべきこととされている事項を当該者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、当該申立て等をしなければならない。 2　電子督促手続関係申立て等をする者は、当該電子督促手続関係申立て等に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、これを当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）と併せて送信しなければならない。ただし、当該電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。 ［一～三　同上］ 3　電子情報処理組織を用いてする支払督促の申立て（以下「電子支払督促申立て」という。）をする場合には、次に掲げる事項は、当該事項を証する情報を当該申立てに係る情報と併せて送信する方法によって証明しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項については、前項の規定により同項第一号に掲げる電子証明書を送信する方法に限り、第二号に掲げる事項については、委任による代理人の権限を証する情報に作成者が電子署名を行い、これを当該電子署名に係る電子証明書（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）と併せて送信する方法に限る。 ［一・二　同上］